

臨時株主総会

招集ご通知

開催日時

2026年9月4日（金曜日）午前10時

開場：午前9時30分

開催場所

東京都品川区大井一丁目50番5号

アワーズイン阪急

シングル館3階 A+B会議室

末尾の「臨時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

議 案

第1号議案 株式会社三機サービスと当社との株式交換契約承認の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役5名選任の件

第4号議案 監査役3名選任の件

CONTENTS

臨時株主総会招集ご通知…………… 1

株主総会参考書類…………… 5

第1号議案 株式会社三機サービスと当社との株式交換契約承認の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役5名選任の件

第4号議案 監査役3名選任の件

株 主 各 位

証券コード 6086
(発送日) 2026年8月20日
(電子提供措置開始日) 2026年8月14日

東京都品川区東品川四丁目12番6号
シンメンテホールディングス株式会社
代表取締役会長兼社長 内藤 秀雄

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「臨時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト https://www.shin-pro.com/ir/ir_news

上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「シンメンテホールディングス」または証券「コード」に「6086」（半角）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／P R 情報」「株主総会招集通知/株主総会資料」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面または電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使することができます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、「議決権行使についてのご案内」（3頁）をご参照のうえ、2026年9月3日（木曜日）午後6時までに行使いただけますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年9月4日（金曜日）午前10時 開場午前9時30分
2. 場 所 東京都品川区大井一丁目50番5号
アワーズイン阪急 シングル館3階 A+B会議室
(末尾の「臨時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 会議の目的事項
決議事項
 - 第1号議案 株式会社三機サービスと当社との株式交換契約承認の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役5名選任の件
 - 第4号議案 監査役3名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎議決権行使書面において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の電子提供措置をとっている各ウェブサイトにて修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年9月4日（金曜日）
午前10時（受付開始:午前9時30分）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年9月3日（木曜日）
午後6時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年9月3日（木曜日）
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月×日

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード

見本

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3、4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

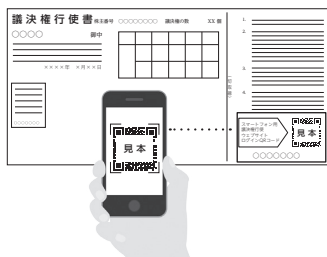
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



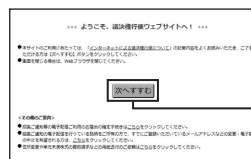
「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

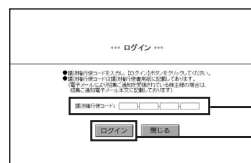
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

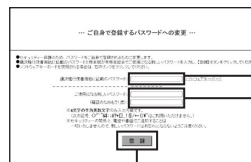
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 株式会社三機サービスと当社との株式交換契約承認の件

株式会社三機サービス（以下「三機サービス」といいます。）と当社は両社対等の精神に基づく経営統合（以下「本経営統合」といいます。）を行うことを2026年7月15日開催の両社の取締役会において決定いたしました。当該決定に伴い、当社を会社法767条の定める「発行済株式の全部を取得する株式会社」（株式交換完全親会社）、三機サービスを会社法768条1項1号の定める「株式交換をする株式会社」（株式交換完全子会社）とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施することを決定し、2026年7月15日に両社間で株式交換契約を締結いたしました。

本議案は、本株式交換契約につき、ご承認をお願いするものであり、本株式交換を行う理由、本株式交換の内容その他の本議案に関する事項は以下のとおりであります。

1. 株式交換を行う理由

三機サービスは、1977年7月、三洋空調システムサービス株式会社（現「パナソニック産機システムズ株式会社」との業務提携を機に、株式会社兵庫機工から分離して兵庫県姫路市で設立され、「メンテナンスを核とした環境改善により社会に貢献する」を事業方針に掲げ、安心・快適な空間のインフラを提供することを目指しております。三機サービスは、設立当初よりパナソニックグループのメーカーサービス指定店として大型空調機器のメンテナンスを行うほか、厨房機器、電気設備及び給排水衛生設備等を対象に、設計・施工から保守管理・修理までを一貫して担うトータルメンテナンスサービスを展開しており、国内及び中国・上海市にコールセンターを設置し、24時間365日体制で緊急修理に対応するとともに、近年は省エネルギー関連の設備更新工事や環境ソリューションへと事業領域を拡大しております。

一方、当社は、1999年10月に創業し、2017年9月にシンプロメンテ株式会社と株式会社テスコを子会社とする持株会社体制へ移行しております。当社グループの経営理念としては「夢新（むしん、ゆめあらた）」を掲げ、豊かな人生、豊かな社会の実現という夢をもち、新たな挑戦を続ける集団でありたいと考えております。当社グループは、大手飲食業界や物販・小売業、介護業などを主要顧客として、店舗・施設の設備・機器及び内外装の不具合に対して、顧客本部に代わってメンテナンスを行うことを主たる事業としております。具体的には、日本全国の店舗・施設からのメンテナンス依頼を当社グループで受け付け、依頼の種類、地域、内容

等に応じて、日本全国で10,000社を超える当社の協力業者（メンテキーパー）から適切な業者を選定・手配し、店舗・施設の設備・機器及び内外装等の不具合を解決するメンテナンスサービスをワンストップで提供しております。

両社が事業を展開するメンテナンスサービス市場では、建物・設備の老朽化に伴う改修・更新需要に加え、省エネルギー・カーボンニュートラルへの対応、電力コストの削減、各種法規制への対応等を背景として、メンテナンスに対する需要は構造的に底堅く推移するものと両社は認識しております。その一方で、顧客がメンテナンス事業者を求める役割は、故障対応や単発の工事といった「都度型」の関係から、点検・修理・更新・予防保全・省エネルギー提案までを継続的に担う「継続的なパートナー」へと変化しつつあります。こうした環境の下では、個別の工事・スポット案件を積み上げる力に加え、顧客との継続的な関係を深めながら安定的・継続的なメンテナンス収益を積み上げていく力こそが、持続的な成長の鍵になると両社は考えております。

もっとも、こうした成長機会を捉えていくうえでは、両社に共通する経営課題も存在いたします。エネルギー・原材料価格の高騰や物流の不安定化に加え、労働力人口の減少に伴う人手不足の深刻化等を背景として、安定的なサービス提供体制の確保と、協力業者・専門人材のネットワークの維持・品質の確保が、両社に共通する課題となっております。さらに、顧客側におけるメンテナンスの内製化の動きや、業界再編による競争環境の変化も見込まれており、これらの環境変化に各社が単独で対応しながら持続的な成長を実現していくには、一定の制約があるものと両社は認識しております。

このような認識の下、両社は、ともに全国規模でトータルメンテナンスサービスを展開する同業のリーディングカンパニーとして、かねてより経営層同士の意見交換を重ね、相互の理解を深めてまいりました。その中で、対等な立場で互いの経営資源を持ち寄ることにより、いずれか一方では実現し得ない事業基盤の強化と企業価値の向上が可能になるとの認識を共有するに至りました。

そもそも本経営統合のきっかけは、約10年前に両創業者が面談を開始したことにあります。以来、両社の相互理解を深めるため、年1回程度の面談を重ねてまいりました。そして、両社間で協議・検討を進めていく中で、本経営統合の実施により、両社がこれまで培ってきた顧客基盤、専門人材、技術・ノウハウその他の経営資源を相互に活用し、サービス品質の向上及び経営効率の改善を可能にする強固な経営基盤を構築することで、顧客への提供価値の最大化と両社グループの更なる企業価値の向上に資するものと判断し、2026年7月15日開催の両社の取締役会において本経営統合の実施を決議し、両社間で本経営統合契約及び本株式交換契約を締結いたしました。

本経営統合は持株会社方式によるものとし、効率的に経営統合を進める観点から一般的に用いられている手法を採用して、既に持株会社体制となっている当社を持株会社として活用いたします。具体的には、両社の株主総会において本経営統合の承認が得られることを前提として、三機サービスと当社は本株式交換を行うとともに、当社は、商号を「三機シンメンテホールディングス株式会社」に変更いたします。

本経営統合の事業面における意義は、両社の強みの方向性が相互に補完的である点にあります。三機サービスは、300名を超える技術者による技術力・現場での実行力に強みを有しております。一方、当社は、全国の多店舗顧客に対する受付・手配・案件管理等の司令塔機能を通じて、メンテナンスのプラットフォームを運営する力に強みを有しております。本経営統合により、両社はこれらの技術力とプラットフォーム運営力を融合させ、顧客基盤（顧客ポートフォリオ）の拡大と、既存顧客における取扱領域の拡大（顧客内シェアの拡大）を同時に推進するとともに、継続的なメンテナンスを起点として更新・予防保全・省エネルギー提案等へとサービスを広げることで、顧客への提供価値の最大化と企業価値の向上を目指してまいります。

両社は、本経営統合の実現により、以下のシナジーを想定しております。

（１）顧客基盤の相互活用によるクロスセル機会の創出

両社は、それぞれ異なる業界において強固な顧客基盤を有しており、各社がこれまで培ってきた顧客との取引関係や業界知見には相互補完性があるものと認識しております。本経営統合後は、両社の顧客基盤を相互に活用し、顧客紹介等を実施することにより、クロスセルの機会を創出してまいります。これにより、両社が単独では十分にアプローチできていなかった顧客層へのサービス展開が可能となるほか、顧客に対してグループ全体で一気通貫のサービスを提供することで、顧客への提供価値の拡大に繋がるものと考えております。また、両社の営業担当者が有する顧客ニーズに関する情報や提案ノウハウを共有することで、顧客ごとの課題に応じたより付加価値の高い提案が可能となり、顧客満足度の向上及び継続的な取引関係の強化が可能と考えております。

（２）技術やノウハウの共有によるサービス品質の向上

両社が取り扱っているサービスは、対象とする顧客課題や提供領域が異なっており、それぞれのサービス提供を通じて蓄積してきた技術やノウハウにも相違があります。本経営統合後は、両社が有する技術やノウハウを共有することで、提供するサービスの更なる品質向上を図ってまいります。具体的には、一方の会社が有する専門的な技術やノウハウを他方の会社のサービス提供プロセスに取り入れることにより、サービス品質の高度化や対応可能領域の拡大が可能になるものと考えております。また、両社の現場におけるベストプラクティスを相互に共有しながらも、それぞれの強みを活かした事業を展開すること

でグループ全体でのサービス品質向上を図るとともに、両社の知見を組み合わせた新たなサービスの開発にも取り組んでまいります。

(3) サービス提供体制に係るノウハウの相互活用による事業基盤の強化

両社の現在の主なサービス提供体制として、当社が外注先ネットワークを活用したサービス展開を行っている一方、三機サービスは自社従業員を中心としたサービス展開を行っています。本経営統合後は、外注先ネットワークの構築や管理のノウハウと自社従業員によるサービス提供に係る教育や業務標準化のノウハウを相互に共有し、自社従業員を活用した安定的かつ高品質なサービス提供体制と外注先ネットワークを活用した柔軟かつ拡張性の高いサービス提供体制を組み合わせ、事業基盤の強化を図ってまいります。また、需要の増減や地域ごとの人員確保状況に応じた柔軟な対応が可能となることで、対応力の向上や受注機会の最大化にも繋がると考えております。

(4) 営業拠点の相互活用及び最適化による営業エリア拡大とコスト効率化

両社は、それぞれ異なる地域に営業拠点を有しており、営業エリアの面でも補完関係にあります。本経営統合後は、両社の営業拠点を相互に活用することにより、これまで十分に営業活動を展開できていなかった地域においても顧客開拓を進め、営業エリアの拡大を図ってまいります。両社の営業拠点が重複していない地域においては、新たに活用が可能になる拠点の地域ネットワークを活用することで、より効率的に新規顧客へのアプローチを行うことが可能になると考えております。一方で、両社の営業拠点が重複している地域においては、顧客対応力や営業機能の維持を前提としつつ、両社の独自性を保ちながらも、必要に応じて、拠点配置の最適化、営業人員の適正配置、重複業務の見直し等を進めることで、コストの削減及び営業効率の向上を図ってまいります。

(5) コーポレート機能の統合等による経営効率の向上

本経営統合後は、本社機能の効率化や上場維持コストの削減等により、管理部門のコストを削減し、グループ全体の経営効率を改善することが可能であると考えております。具体的には、管理部門における重複機能の見直しや業務プロセスの標準化を進めることで、コーポレート業務の効率化及び管理コストの削減を目指してまいります。また、長期的には、両社が利用している基幹システム等についても、業務上の必要性や移行リスク等を考慮しながら、段階的な統合を進めることで、システム運用コストの削減やデータ活用的高度化を図ることを検討してまいります。これにより、グループ全体としての経営管理体制を強化し、限られた経営資源をより成長性の高い領域へ重点的に配分することが可能になるものと考えております。

2. 本株式交換の日程

本株式交換契約締結の取締役会決議日（両社）	2026年7月15日（水）
本株式交換契約締結日（両社）	2026年7月15日（水）
本臨時株主総会基準日公告日（当社）	2026年7月15日（水）
本臨時株主総会基準日（当社）	2026年7月30日（木）
本定時株主総会（三機サービス）	2026年8月28日（金）（予定）
本臨時株主総会（当社）	2026年9月4日（金）（予定）
最終売買日（三機サービス）	2026年11月26日（木）（予定）
上場廃止日（三機サービス）	2026年11月27日（金）（予定）
本株式交換の効力発生日（両社）	2026年12月1日（火）（予定）

（注）本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由によって必要となる場合には、本株式交換の日程は両社の合意により変更されることがあります。上記日程に変更が生じた場合には、速やかに公表いたします。

3. 本株式交換の要旨

（1）交換対価の相当性に関する事項

①本株式交換に係る割当ての内容

	当社	三機サービス
本株式交換に係る割当比率	1	1.920
本株式交換により交付する株式数	当社株式：11,179,572株（予定）	

（注1）株式の割当比率

三機サービス株式1株に対して、当社株式1.920株を割当交付いたします。ただし、基準時（以下に定義します。）において、当社が保有する三機サービス株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議し合意の上、変更することがあります。

（注2）本株式交換により交付する当社株式の数

当社は、本株式交換に際して、本株式交換により当社が三機サービスの発行済株式の全てを取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における三機サービスの株主の皆様（ただし、下記の自己株式の消却が行われた後の株主をいいます。）に対し、その保有する三機サービス株式に代えて、その保有する三機サービス株式の数の合計に

本株式交換比率を乗じて得た株数の当社株式を交付する予定です。また、当社が交付する株式については、新株式（11,179,572株）の発行により対応する予定です。

なお、三機サービスは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する三機サービスの取締役会の決議により、基準時において保有する自己株式（三機サービスが譲渡制限付株式報酬として役員に割り当てている譲渡制限付株式（以下「本譲渡制限付株式」といいます。）のうち、本株式交換の効力発生日の前営業日において譲渡制限が解除されておらず、三機サービスが無償で取得する株式を含みます。また、本株式交換に関する会社法785条1項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）の全部を、基準時において消却する予定です。本株式交換によって交付する株式数は、三機サービスの自己株式の取得、消却等の理由により、今後修正される可能性があります。

（注3）単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（100株未満の株式）を保有することとなる三機サービスの株主の皆様については、当社株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

○単元未満株式の買取請求制度（1単元（100株）未満株式の売却）

会社法192条1項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることを当社に対して請求することができる制度です。

（注4）1株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、1株に満たない端数の当社株式の交付を受けることとなる三機サービスの株主の皆様においては、会社法234条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（その合計数に1に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する当社株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様へ交付いたします。

なお、三機サービスは、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱いはありません。

②本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

ア 割当ての内容の根拠及び理由

両社は、上記「①本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率の決定にあ

たって公正性及び妥当性を確保するために、それぞれ両社から独立した第三者算定機関及び各種アドバイザーを選定しました。当社は、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてJapan Blue M&Aアドバイザリー株式会社（以下「JBMA」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとしてTMI総合法律事務所を選定し、三機サービスは、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてマクス・コーポレートアドバイザリー株式会社（以下「マクス・コーポレートアドバイザリー」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして日比谷中田法律事務所を選定し、本格的な検討を開始いたしました。当社においては、下記「ウ 公正性を担保するための措置」に記載のとおり、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるJBMAから2026年7月14日付で取得した株式交換比率算定書、リーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所からの助言、当社が三機サービスに対して2026年5月中旬から6月下旬にかけて実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、当社の株主の皆様の利益に資するとの結論に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。他方、三機サービスにおいては、下記「ウ 公正性を担保するための措置」に記載のとおり、三機サービスのファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるマクス・コーポレートアドバイザリーから2026年7月14日付で取得した株式交換比率算定書、リーガル・アドバイザーである日比谷中田法律事務所からの助言、三機サービスが当社に対して2026年5月中旬から6月下旬にかけて実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、三機サービスの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、三機サービスは、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

以上のとおり、両社は、両社がそれぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果及びリーガル・アドバイザーの助言を参考に、それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、両社の財務状況・資産状況・将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、交渉・協議を重ねてまいりました。その結果、両社は、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことを合意いたしました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議し合意の上、変更することがあります。

イ 算定に関する事項

(ア) 算定機関の名称及び両社との関係

当社の第三者算定機関であるＪＢＭＡ、三機サービスの第三者算定機関であるマクサス・コーポレートアドバイザリーはいずれも、両社から独立した算定機関であり、両社の関連当事者に該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

ＪＢＭＡのグループ企業である株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます。）は、当社に対して、通常の銀行取引の一環として融資取引等を実施しておりますが、本株式交換に関して当社との利益相反に係る重要な利害関係を有しておりません。ＪＢＭＡによれば、ＪＢＭＡは、みずほ銀行との間の情報隔壁措置等の適切な利益相反回避のための体制を構築し、かつ実施しており、みずほ銀行の貸付人の地位とは独立した立場で株式交換比率の算定を行っているとのこと。当社は、ＪＢＭＡとみずほ銀行との間において適切な弊害防止措置が講じられていること、当社とＪＢＭＡは一般取引先と同様の取引条件での取引を実施しているため本株式交換におけるファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としての職務を行うにあたり十分な独立性が確保されていることから、当社がＪＢＭＡに対して当社株式の株式価値算定を依頼することに関し特段の問題はないと判断しております。

なお、本株式交換に係るＪＢＭＡに対する報酬には、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれておりますが、同種の取引における一般的な実務慣行や本株式交換が不成立となった場合に当社に相応の金銭的負担が生じる報酬体系の是非等を勘案しますと、本株式交換の完了を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって、独立性が否定されるものではないと判断しております。また、本株式交換に係るマクサス・コーポレートアドバイザリーに対する報酬には、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれておりますが、同種の取引における一般的な実務慣行や本株式交換が不成立となった場合に三機サービスに相応の金銭的負担が生じる報酬体系の是非等を勘案しますと、本株式交換の完了を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって、独立性が否定されるものではないと判断しております。

(イ) 算定の概要

(i) ＪＢＭＡによる算定

ＪＢＭＡは、株式交換比率について、当社の普通株式が東京証券取引所グロース市場に上場しており、また、三機サービスの普通株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、両社ともに市場株価が存在することから市場株価基準法を、両社ともに比較可能な上場類似企業が複数存在し、類似企業比較による株式価値の類推が可能であることが

ら類似企業比較法を、更に、両社の将来の事業活動の状況を評価に反映するためにディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」といいます。）を評価手法として用いて、算定を行いました。

各評価手法による当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定結果は以下の通りです。

算定手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価基準法	1.540 ～ 1.745
類似企業比較法	1.581 ～ 1.967
DCF法	1.103 ～ 2.420

市場株価基準法においては、2026年7月14日を算定基準日とし、東京証券取引所における算定基準日の株価終値並びに算定基準日から遡る過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の各期間の株価終値単純平均値を用いて、それぞれ評価を行い、それらの結果をもとに株式交換比率のレンジを算定いたしました。

DCF法においては、両社が作成した財務予測に基づく将来キャッシュ・フロー等を、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しております。なお、JBMAがDCF法による算定の前提とした各社の財務予測については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておりませんが、大幅なフリー・キャッシュ・フローの増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、当社については、2028年2月期において、前事業年度に生じた運転資本の一時的な増加要因が解消することにより、フリー・キャッシュ・フローの大幅な増加を見込んでおり、三機サービスについては、2027年5月期において、前事業年度に生じた運転資本の一時的な増加要因が解消することにより、また、2029年5月期及び2030年5月期において、営業利益率の向上及び前事業年度対比運転資本増加額の減少により、フリー・キャッシュ・フローの大幅な増加を見込んでおります。

JBMAは、上記株式交換比率の算定に際して、公開情報及びJBMAに提供された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。また、JBMAは両社及びその関係会社の資産及び負債（デリバティブ取引、簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。JBMAは、当社から提供された事業計画、財務予測その他将来に関する情報

が、当社の経営陣による現時点で可能な最善の予測及び判断に基づき、合理的に作成されたこと、及び、三機サービスから提供された事業計画、財務予測その他将来に関する情報が、三機サービスの経営陣による現時点で可能な最善の予測及び判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としております。J BMAは、当社及び三機サービスの事業計画の正確性、妥当性及び実現可能性について独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。J BMAの株式交換比率の算定は、2026年7月14日までにJ BMAが入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、J BMAの算定は、当社の取締役会が株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

(ii) マクサス・コーポレートアドバイザーによる算定

マクサス・コーポレートアドバイザーは、株式交換比率について、三機サービスの普通株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、また、シンメンテHDの普通株式が東京証券取引所グロース市場に上場しており、両社ともに市場株価が存在することから市場株価平均法を、両社ともに比較可能な上場類似企業が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、更に、両社の将来の事業活動の状況を評価に反映するためにDCF法を評価手法として用いて、算定を行いました。

各評価手法による当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定結果は以下の通りです。

算定手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価基準法	1.540 ～ 1.745
類似企業比較法	1.244 ～ 2.095
D C F 法	1.246 ～ 1.952

市場株価平均法においては、2026年7月14日を算定基準日とし、東京証券取引所における算定基準日の株価終値並びに算定基準日から遡る過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の各期間の株価終値単純平均値を用いて、それぞれ評価を行い、それらの結果をもとに株式交換比率のレンジを算定いたしました。

D C F 法においては、両社が作成した財務予測に基づく将来キャッシュ・フロー等を、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しております。なお、マクサス・コーポレートアドバイザーがD C F 法による算定の前提とした三機サービスの財務予測については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておりませんが、大幅なフリー・キャッシュ・フローの増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具

体的には、2027年5月期は前事業年度に生じた運転資本の一時的な増加要因が解消することにより、フリー・キャッシュ・フローの大幅な増加を見込んでおります。

マクス・コーポレートアドバイザリーは、上記株式交換比率の算定に際して、公開情報及びマクス・コーポレートアドバイザリーに提供された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。また、マクス・コーポレートアドバイザリーは両社及びその関係会社の資産及び負債（デリバティブ取引、簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。マクス・コーポレートアドバイザリーは、三機サービスから提供された事業計画、財務予測その他将来に関する情報が、三機サービスの経営陣による現時点で可能な最善の予測及び判断に基づき、合理的に作成されたこと、及び、当社から提供された事業計画、財務予測その他将来に関する情報が、当社の経営陣による現時点で可能な最善の予測及び判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としております。マクス・コーポレートアドバイザリーは、三機サービス及び当社の事業計画の正確性、妥当性及び実現可能性について独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。マクス・コーポレートアドバイザリーの株式交換比率の算定は、2026年7月14日までにマクス・コーポレートアドバイザリーが入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、マクス・コーポレートアドバイザリーの算定は、三機サービスの取締役会が株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

ウ 公正性を担保するための措置

本株式交換において上場会社である三機サービスが会社法768条1項1号の定める「株式交換をする株式会社」（株式交換完全子会社）となることから、両社は、本株式交換の公正性を担保するために以下の措置を実施しております。

（イ）独立した第三者算定機関からの算定書の取得

両社は、本株式交換における株式交換比率の算定にあたって公正性を期すため、当社は、両社から独立した第三者算定機関であるJ BMAを選定し、2026年7月14日付で、株式交換比率に関する算定書を取得し、また、三機サービスは、両社から独立した第三者算定機関であるマクス・コーポレートアドバイザリーを選定し、2026年7月14日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。各算定書の概要は上記「イ 算定に関する事項」をご参照ください。なお、両社は、いずれも各第三者算定機関から、本株

式交換の株式交換比率が両社の株主にとって財務的見地より公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

（ii）独立した法律事務所からの助言

本株式交換のリーガル・アドバイザーとして、当社はTMI総合法律事務所を、三機サービスは日比谷中田法律事務所を選任し、それぞれ本株式交換の諸手続及び意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。なお、TMI総合法律事務所及び日比谷中田法律事務所は、いずれも両社から独立しており、本株式交換を含む本経営統合に関して両社との間で重要な利害関係を有しません。

エ 利益相反を回避するための措置

現時点において、両社の間には人的関係や取引関係はなく、また、本株式交換については、有価証券上場規程第441条に規定される「MBO等に係る遵守事項」は適用されないことから、本株式交換にあたって、特別な措置は講じておりません。

4. 本株式交換の当事会社の概要

	会社法767条の定める発行済株式の全部を取得する株式会社 (株式交換完全親会社)	会社法768条1項1号の定める株式交換をする株式会社（株式交換完全子会社）
(1) 名称	シンメンテホールディングス株式会社	株式会社三機サービス
(2) 所在地	東京都品川区東品川四丁目12番6号	兵庫県姫路市阿保甲576番地1
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役会長兼社長 内藤 秀雄	代表取締役社長 北越 達男
(4) 事業内容	店舗・施設の設備機器及び内外装等のトータルメンテナンスサービス事業を行う子会社の経営管理	空調機器・電気・厨房・給排水衛生設備などの設計施工保守管理メンテナンス
(5) 資本金	236,000千円 (2026年2月28日現在)	616,652千円 (2026年5月31日現在)
(6) 設立年月日	1985年8月23日	1977年7月11日

(7) 発行済株式数	(普通株式) 21,666,000株 (2026年2月28日現在)	(普通株式) 6,583,485株 (2026年5月31日現在)
(8) 決算期	2月末	5月末
(9) 従業員	(連結) 326人 (2026年2月28日現在)	(連結) 631人 (2026年5月31日現在)
(10) 主要取引先	該当なし	パナソニックHVAC&CCシステムズ株式会社 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 株式会社ライフコーポレーション 株式会社アルペン 株式会社オークワ 住友不動産株式会社 株式会社ケーヨー
(11) 主要取引銀行	みずほ銀行 三井住友銀行 三菱UFJ銀行	三菱UFJ銀行 三井住友銀行 みなと銀行

(12) 大株主及び 持株比率（注1）	内藤 秀雄 23.24% 内藤 剛 8.34% LICHFIELD LP（常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行） 5.53% 日本マスタートラスト信託銀行 株式会社（信託口） 5.49% TAKUMI CAPITAL MANAGEMENT MASTER FUND LP（常任代理人 香港 上海銀行東京支店セキュリ ティーズ・サービシズ・オペレーシ ョンズ） 5.19% 株式会社Shu Management 4.23% FCP SEXTANT AUTOUR DU MONDE（常任代理人 香港上海銀行東京支店セキュリ ティーズ・サービシズ・オペレ ーションズ） 4.23% 株式会社乃村工藝社 3.24% 合田 利恵 2.94% INTERACTIVE BROKERS LLC（常任代理人 インタラク ティブ・ブローカーズ証券株式 会社） 2.87%	株式会社中島産業 15.11% シンメンテホールディングス株式 会社 9.76% UH Partners 2投資 事業有限責任組合 6.90% 中島 義兼 6.59% 光通信K K投資事業有限責任組合 5.87% 中島 諒子 5.34% UH Partners 3投資 事業有限責任組合 3.96% 中島 悠希 3.62% 三機サービス従業員持株会 3.52% 中島 薫子 3.49%
	(13) 当事会社間の関係	
	資本関係	2026年5月末時点で当社は、三機サービス株式を630,000株保有しております。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(14) 最近３年間の財政状態及び経営成績			
(i) 当社（連結）			
決算期	2024年２月期	2025年２月期	2026年２月期
連結純資産	3,672	3,552	4,637
連結総資産	8,302	9,066	11,088
１株当たり連結純資産（円）	183.70	187.81	245.56
連結売上高	22,354	25,707	29,946
連結営業利益	1,255	1,534	1,857
連結経常利益	1,259	1,562	1,897
親会社株主に帰属する当期純利益	861	1,033	1,239
１株当たり連結当期純利益（円）	43.14	52.86	65.51
１株当たり配当金（円）（注２）	27	32	20
(ii) 三機サービス（連結）			
決算期	2024年５月期	2025年５月期	2026年５月期
連結純資産	4,214	4,812	5,629
連結総資産	8,612	9,948	10,151
１株当たり連結純資産（円）	655.09	746.67	872.46
連結売上高	19,430	20,636	24,253
連結営業利益	736	1,020	1,170
連結経常利益	758	1,021	1,174
親会社株主に帰属する当期純利益	467	689	853
１株当たり連結当期純利益（円）	72.77	106.98	132.30
１株当たり配当金（円）	20	25	30

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

- (注) 1. 持株比率は、自己株式を除く発行済株式総数に基づき計算されております。
2. 当社は、2025年3月1日付で、普通株式 1 株につき 2 株の割合による株式分割を実行しております。

5. 本株式交換後の状況

	会社法767条の定める発行済株式の全部を取得する株式会社（株式交換完全親会社）
(1) 名称	三機シンメンテホールディングス株式会社
(2) 所在地	東京都品川区東品川四丁目12番6号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役会長 中島 義兼 (株式会社三機サービス 代表取締役会長) 代表取締役社長 内藤 秀雄 (当社 代表取締役会長兼社長)
(4) 事業内容	株式の保有を通じたグループ会社の経営管理
(5) 資本金	236,000千円
(6) 決算期	2月末
(7) 純資産	現時点では確定していません。
(8) 総資産	現時点では確定していません。

- (注) 当社は2026年12月1日（予定）に本株式交換の効力が発生することを条件として、その商号を「三機シンメンテホールディングス株式会社」に変更する予定です。

6. 本株式交換契約の内容の概要

三機サービスと当社が2026年7月15日付で締結した本株式交換契約の内容は次のとおりです。

株式交換契約書（写し）

シンメンテホールディングス株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社三機サービス（以下「乙」という。）は、2026年7月15日（以下「本契約締結日」という。）付けで、次のとおり、株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本株式交換）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を会社法767条の定める「発行済株式の全部を取得する株式会社」（株式交換完全親会社）、乙を会社法768条1項1号の定める「株式交換をする株式会社」（株式交換完全子会社）とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式（但し、甲が所有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

甲：

商号：シンメンテホールディングス株式会社

住所：東京都品川区東品川四丁目12番6号

乙：

商号：株式会社三機サービス

住所：兵庫県姫路市阿保甲576番地1

第3条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（但し、第10条に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいうものとし、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、その所有する乙の普通株式に代わり、その所有する乙の普通株式の数の合計に、1.920を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式1.920株の割合をもって、前項の甲の普通株式を割り当てる。
3. 前二項に従い甲が本割当対象株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第234条その他の関連法令の規定に従ってこれを処理する。

第4条（資本金及び準備金に関する事項）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は次のとおりとする。

資本金の額： 0円

資本準備金の額： 会社計算規則第39条の規定に従い甲が別途適当に定める金額

利益準備金の額： 0円

第5条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2026年12月1日とする。但し、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条（株式交換契約承認）

1. 甲は、2026年9月4日又は甲及び乙が別途合意する日に株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求める。
2. 乙は、2026年8月28日又は甲及び乙が別途合意する日に、株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求める。

第7条（取締役及び監査役の選任）

甲は、第6条に定める甲の株主総会において、別途乙が指名する5名の取締役候補者及び2名の監査役候補者が甲の取締役及び監査役に選任する旨の議案を上程し、その承認に関する決議を求める。但し、当該取締役選任議案及び監査役に基づく選任の効力は、本株式交換の効力発生を条件として、本株式交換の効力発生日に生じる。

第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間において、それぞれ善良なる管理者としての注意をもって自らの業務執行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、それぞれの子会社をして行わせるものとし、本契約において別途定める行為を除き、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為又は本株式交換の実行若しくは本株式交換の条件に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行い又はそれぞれの子会社をして行わせる場合には、事前に甲及び乙が協議し合意の上、これを行い又は行わせる。

第9条（剰余金の配当等）

1. 乙は、2026年5月31日を基準日として、1株当たり30円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
2. 甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間のいずれかの日を基準日とする剰余金の配当を行わないものとし、かつ、本契約締結日から本効力発生日までの間のいずれかの日

を取得日とする自己株式の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己の株式を取得しなければならない場合を除く。）を行わない。

第10条（自己株式の処理）

乙は、本効力発生日の前日までになされる取締役会の決議により、基準時において所有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）の全部を基準時において消却する。

第11条（本契約の変更及び解除）

1. 本契約締結日から本効力発生日の前日までの間に、甲又は乙の財政状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行又は本株式交換後の経営体制の構築に重大な支障となる事態が生じ又は判明した場合その他本契約の目的の達成が困難となる事態が発生又は判明した場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、本株式交換に関する条件その他の本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。
2. 甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日の前日までの間に、相手方が本契約の条項に違反した場合には、相当の期間を定めて相手方に是正することを催告の上、その期間内に是正がなされないときは、本契約を解除することができる。

第12条（本契約の効力）

本契約は、本効力発生日の前日までに第6条に定める甲又は乙の株主総会による本契約の承認が得られなかった場合、第7条に定める甲の株主総会による取締役選任議案の承認が得られなかった場合、本効力発生日の前日までに本株式交換の実行に必要な国内外の法令に定める関係官庁の承認等（関係官庁に対する届出の効力の発生等を含むがこれに限らない。）が得られなかった場合、又は前条に従い本契約が解除された場合には、その効力を失う。

第13条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈される。
2. 本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第14条（協議事項）

本契約に定めのない事項その他本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が誠実に協議し合意の上、これを定めるものとし、本契約の内容について解釈上の疑義が生じた場合は、甲及び乙が誠実に協議し合意の上、その解決を図る。

（本頁以下余白）

本契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

2026年7月15日

甲：東京都品川区東品川4丁目12番6号
シンメンテホールディングス株式会社
代表取締役 内藤 秀雄

乙：兵庫県姫路市阿保甲576番地1
株式会社三機サービス
代表取締役 北越 達男

7. 会社法施行規則第193条各号（第5号及び第6号を除く）に掲げる事項の内容の概要

（1）交換対価の相当性に関する事項

①交換対価の内容及び割当ての相当性に関する事項

3. 本株式交換の要旨の（1）交換対価の相当性に関する事項に記載のとおりであります。

②当社の資本記及び準備金の額の相当性に関する事項

6. 本株式交換契約の内容の概要にて記載の株式交換契約書（写し）第4条で定めたとおりであります。

（2）新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

(3) 三機サービスの最終事業年度に係る計算書類等の内容

三機サービスの最終事業年度に係る計算書類等の内容は、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載しておりますので、書面交付請求をいただいた株主様にお送りする書面には記載しておりません。

(4) 三機サービスの最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(5) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

①当社

該当事項はありません。

②三機サービス

本株式交換の効力発生日の前日までに開催する三機サービスの取締役会の決議により、基準時の直前の時点において保有している自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求により三機サービスが取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時の直前の時点において消却する予定です。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 定款変更の目的

本経営統合を踏まえ、当社において、第1号議案「株式会社三機サービスと当社との株式交換契約承認の件」に記載の商号変更に加え、三機サービスと当社の両社対等の精神に基づき、役員の数数の変更を行うもの（以下「本定款変更」といいます。）であります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現 行 定 款	変 更 案
（商 号） 第1条 当社は、シンメンテホールディングス株式会社と称し、英文では Shin Maint Holdings Co., Ltd.と表示する。 第2条～第18条（条文省略） （取締役の員数） 第19条 当社の取締役は、<u>8</u>名以内とする。 第20条～第30条（条文省略） （監査役の員数） 第31条 当社の監査役は、<u>3</u>名以内とする。 第32条～第47条（条文省略）	（商 号） 第1条 当社は、<u>三機</u>シンメンテホールディングス株式会社と称し、英文では<u>SANKI</u> Shin Maint Holdings Co., Ltd.と表示する。 第2条～第18条（現行どおり） （取締役の員数） 第19条 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。 第20条～第30条（現行どおり） （監査役の員数） 第31条 当社の監査役は、<u>4</u>名以内とする。 第32条～第47条（現行どおり）

3. 変更の日程

本定款変更は、第1号議案が原案どおり承認可決されることを条件として生じるものいたします。本株式交換の効力発生日は、2026年12月1日を予定しております。

第3号議案 取締役5名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」における役員の数数の変更に伴い、両社対等の精神に基づく本経営統合の推進の為、改めて取締役5名の選任をお願いするものであります。なお、社外取締役 山縣有徳氏は2026年12月1日付で退任いたします。

本議案に係る決議の効力は、第1号議案及び第2号議案ともに原案どおり承認可決されることを条件として生じるものいたします。また、本議案が承認可決された場合、各候補者は、本株式交換の効力が発生することを条件として、本株式交換の効力発生日付で取締役に就任するものいたします。本株式交換の効力発生日は、2026年12月1日を予定しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
2	新任 (お ち れおな) 越 智 玲緒奈 (1975年2月8日)	1993年 4 月 株式会社三機サービス入社 2001年10月 同社東京事業開発部営業部長 2002年 4 月 同社東京事業開発部技術管理室長 2005年 4 月 同社コールセンター長 2008年 6 月 同社執行役員コールセンター長 2010年 4 月 同社執行役員東京サービス部長 2012年 3 月 上海三機大樓設備維修有限公司總經理 2012年 9 月 同社董事 2015年 6 月 株式会社三機サービス 執行役員トータルメンテナンス本部長 2015年 8 月 同社取締役トータルメンテナンス本部長 2017年 6 月 同社取締役メンテナンス本部長 2019年 6 月 同社取締役事業本部長 2020年 8 月 同社未来プロジェクト室シニアディレクター 2021年 1 月 同社常務執行役員事業本部長 2021年 8 月 同社取締役常務執行役員 事業本部長 2022年 6 月 上海三機大樓設備維修有限公司董事（現任） 2024年 8 月 株式会社三機サービス 取締役副社長 事業本部長（現任）	一株
【取締役候補者の選任理由】 越智玲緒奈氏は、株式会社三機サービスの業務の基幹部門である空調機器のメンテナンス技術を長年経験した後、複数の事業所で推進リーダーとして中枢の任務を果たし、長期にわたり執行役員として経営にも関与し、また、海外でも責任者としての業務経験があります。 当社の企業理念の実現に、国内外含めての経験が活かされるものと判断し、取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
3	新任 (かわ さき ただし) 川 崎 理 (1972年5月10日)	1994年 4 月 興銀リース株式会社（現みずほフィナンシャルグループ みずほリース株式会社）入社 2015年 3 月 リアーズグループ入社 取締役 財務部長兼人事総務部長兼経営企画室長 2019年 8 月 株式会社三機サービス入社 総務人事部長 2020年 6 月 同社執行役員 人事戦略部長 2020年 6 月 上海三機大樓設備維修有限公司監事（現任） 2022年 6 月 株式会社三機サービス 常務執行役員 経営管理本部長兼人事戦略部長 2022年 8 月 同社取締役常務執行役員 経営管理本部長兼人事戦略部長 2024年 2 月 同社取締役常務執行役員 経営管理本部長兼人事戦略部長兼財務経理部長 2024年 8 月 同社専務取締役 経営管理本部長兼人事戦略部長兼財務経理部長 2025年 6 月 同社専務取締役 経営管理本部長兼人事戦略部長兼法務部長（現任）	一株
【取締役候補者の選任理由】 川崎理氏は、株式会社三機サービス入社後、新人事評価制度の設計・運営、働き方改革、採用戦略構築、社員研修体系、BCP策定、健康経営へのチャレンジなど、主に人事総務領域での統括者として経営に携わり、2020年からは執行役員として経営管理本部全体の指揮を執り、経営戦略推進やコーポレートガバナンス、コンプライアンス面を充実させてきました。 当社の企業価値向上と経営戦略実行推進・ビジョン実現を一層加速させられるとの判断から、取締役として選任をお願いするものであります。			
4	新任 (なか しま りょう こ) 中 島 諒 子 (1984年1月21日)	2006年 5 月 株式会社RKコーポレーション入社 2008年 5 月 株式会社グランクレール入社 2010年 3 月 株式会社グランクレールRevi Crie 池袋店副店長 2011年 5 月 美容サロンOne'sDiamond開業 2017年 9 月 株式会社三機サービス入社 2023年 7 月 女性経営者コミュニティ真誓会六本木エリア代表就任	一株
【取締役候補者の選任理由】 中島諒子氏は、不動産営業、化粧品販売、美容サロンの経営等、多様な業務経験を通じて、営業力顧客対応力及び事業運営に関する豊富な知見を培ってまいりました。加えて、全国に展開する経営者コミュニティの拠点立ち上げに貢献し、エリア代表としてコミュニティ運営を通じた異業種の経営者とのネットワーク構築のみならず、多数の女性経営者の育成に尽力してきました。また、株式会社三機サービスにおいては、環境事業をはじめとする新規事業分野の成長をサポートしてまいりました。 当社において、これらの豊富な経験と幅広い視点を経営に反映できると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
5	新任 (ふじ た ひろみ) 藤 田 ひろみ (1955年5月12日)	1978年 4 月 富士電機計装株式会社入社 1983年 4 月 株式会社ベルシステム24入社 1987年 6 月 株式会社もしもしホットライン (現 アルティウスリンク株式会社) 入社 オペレーション部長 1991年 6 月 同社 教育研修部長 1993年 6 月 同社 企画営業推進部長 1996年 6 月 同社 企画営業推進部長兼教育研修部長 1999年 6 月 同社 取締役 2004年 6 月 同社 取締役常務執行役員 2008年 6 月 同社 取締役専務執行役員 2009年 8 月 株式会社ジェイ・ソル 代表取締役 (現任) 2023年 8 月 株式会社三機サービス 社外取締役 (現任) 【社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要】 藤田ひろみ氏は、現アルティウスリンク(株)の創業メンバーとして運用業務を担うオペレーション部やコールセンターの運用管理の構築に携わっており、その豊富な経験と知識が当社のサービスの品質・信頼性の向上に向けた改善に有用な意見、助言をいただけるものと判断しております。また、同氏は、CSR・ダイバーシティの構築、特に女性活躍推進活動等の経験があります。 当社の中期的な企業価値向上を目指すにあたり、同氏が持つ経験・見識が当社の意思決定の実効性向上に必要であると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。	一株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 藤田ひろみ氏は、社外取締役候補者であります。
3. 藤田ひろみ氏の選任が承認された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を効力発生日である2026年12月1日付で締結する予定であります。
4. 当社は、藤田ひろみ氏の選任が承認された場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所へ届出する予定であります。
5. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険契約により被保険者がその地位に基づき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害補償金及び訴訟費用を補填することとしております。各候補者は、当社の取締役に就任後当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第4号議案 監査役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」における役員の員数の変更に伴い、両社対等の精神に基づく本経営統合の推進の為、改めて監査役3名の選任をお願いするものであります。なお、社外監査役 田村稔郎氏及び吉木徹氏は2026年12月1日付で退任いたします。また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案に係る決議の効力は、第1号議案及び第2号議案ともに原案どおり承認可決されることを条件として生じるものといたします。また、本議案が承認可決された場合、各候補者は、本株式交換の効力が発生することを条件として、本株式交換の効力発生日付で監査役に就任するものといたします。本株式交換の効力発生日は、2026年12月1日を予定しております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
1	新任 (かい ば まこと) 飼 馬 誠 (1959年4月10日)	1982年4月 株式会社三和銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行 2002年1月 同行 新大阪駅前支店支店長兼法人営業部長 2005年4月 同行 京都駅前支店支店長兼法人営業部長 2007年7月 同行 リテール人事部長 2010年2月 同行 大阪営業部長 2012年6月 東陽カーマックス株式会社入社 石油販売第2部長 2013年6月 同社 執行役員石油販売第2部長 2016年6月 同社 常務取締役総務部長兼経理部長 2019年6月 同社 専務取締役総務部兼経理部兼システム部担当 2020年5月 学校法人桃山学院理事（現任） 2022年7月 株式会社三機サービス入社 経営管理本部担当部長 2022年8月 同社 常勤監査役（現任） 【監査役候補者の選任理由】 飼馬誠氏は、長年にわたり金融業務に携わり幅広い経験を有しております。また、他社にて営業部門や管理部門など様々な業務に従事し、取締役としても会社経営を経験しております。 当社において、その知識や経験から、客観的かつ公正な立場で取締役の職務執行を監査できると判断し、監査役として選任をお願いするものであります。	一株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
2	新任 (おぎ の まさ かず) 荻 野 正 和 (1977年12月10日)	2002年10月 弁護士登録 2006年11月 たつのひまわり基金法律事務所所長 2011年 3 月 たつの法律事務所所長 (現任) 2015年 4 月 兵庫県弁護士会副会長 2015年 8 月 株式会社三機サービス 社外監査役 (現任) 2023年 6 月 カワセコンピュータサプライ株式会社 社外取締役 (監査等委員) (現任)	一株
		【社外監査役候補者の選任理由】 荻野正和氏は、弁護士としての豊富な経験に基づき、企業法務をはじめ法務全般に関する高い専門的な知見を有しており、主として法的な観点から客観的かつ公正な監査及び取締役会に対する有益な意見をいただくことで、当社のコーポレートガバナンスの強化に繋がるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。	
3	新任 (なか の よう すけ) 中 野 陽 介 (1983年3月14日)	2004年 7 月 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トーマツ) 入所 2011年10月 株式会社AGSコンサルティング入社 2016年 1 月 中野公認会計士・税理士事務所開設 代表 (現任) 2016年 1 月 株式会社AAA総合会計設立 代表取締役 (現任) 2018年 6 月 石垣食品株式会社 (現株式会社ウェルディッシュ) 社外取締役 (監査等委員) 2020年 7 月 監査法人アクセル 代表社員 (現任) 2024年 5 月 株式会社東京衡機 社外取締役 (監査等委員) 2026年 3 月 株式会社ズーム 社外取締役 (監査等委員) (現任)	一株
		【社外監査役候補者の選任理由】 中野陽介氏は、公認会計士・税理士としての高い専門性、ならびに監査法人や税理士事務所の代表として培われた豊富な経験と見識を有しております。同氏は、長年にわたり財務・会計・税務のプロフェッショナルとして活躍し、さらに複数企業の社外取締役としてコーポレートガバナンスや経営全般に対する客観的かつ的確な助言・監督を行ってまいりました。これらの実績と知見を活かし、当社の経営監視体制の強化および適切な監査業務の遂行に貢献いただけるものと判断し、社外監査役として選任するものであります。	

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 荻野正和氏及び中野陽介氏は、社外監査役候補者であります。
3. 荻野正和氏及び中野陽介氏の選任が承認された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を効力発生日である2026年12月1日付で締結する予定であります。
4. 当社は、荻野正和氏及び中野陽介氏の選任が承認された場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所へ届出する予定であります。
5. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険契約により被保険者がその地位に基づき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害

補償金及び争訟費用を補填することとしております。各候補者は、当社の監査役に就任後当該保険契約の被保険者に含まれることになります。

以 上

臨時株主総会会場ご案内図



アワーズイン阪急（シングル館3階 A+B会議室）
東京都品川区大井一丁目50番5号

■交通のご案内

●「大井町駅」徒歩1分

＜京浜東北線＞中央改札口を出て右側（中央西方面①）の階段をご利用ください。

＜りんかい線＞改札を出て右側（A2出口）のエスカレーターをご利用ください。

＜東急大井町線＞改札口を出て右側のJR線に沿って直進ください。

UD FONT

見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。